

保存版

いつでも確認できるところに貼っておいてください。

臨時休校の基準について

下記の場合、学校は臨時休校となります。テレビ等で情報を確認の上、登校・休校の判断をお願いいたします。

記

午前 7 時の時点で、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合

- (1) 暴風警報または特別警報以外の警報（例えば大雨警報・洪水警報等）の場合は、休校ではありません。
- (2) 午前 7 時以降に暴風警報または特別警報が解除されても、その日 1 日は臨時休校です。
- (3) 登校後に警報が発令された場合、安全に下校できることを確認したうえで、いつもより早くに集団下校することがあります。

※ 気象警報等は、大阪府内を 5 つの地域に細分化して発表されています。大阪市に関する警報にしたがってください。

地震等により、午前 7 時の時点で J R 大阪環状線および大阪市営地下鉄の双方が全面運休している場合

- (1) J R 大阪環状線または大阪市営地下鉄のどちらか一方のみが全面運休の場合は、臨時休校ではありません。
- (2) 他の交通機関が全面運休の場合は、臨時休校ではありません。
- (3) 午前 7 時以降に J R 大阪環状線および大阪市営地下鉄双方の全面運休が解除されても、その日 1 日は臨時休校です。